

哲學研究

第九十二號

第八卷
第十一冊

自律の法理的意義

恒 藤 恭

一

理性批判において使用してゐる重要な概念を、往々にしてカントは、法理的概念との類推において構成してゐる。彼の道德學說の中心概念の一つたる『自律』の概念においても、吾々はさうした事例に會するのである。或る意味においてカントの道德學說の頂點に立つとも視られ能ふところの『目的の國』の思想は、巧みなる比喩に託して道德の根本原理としての意志の自律の原理を表明し展開せむとするものであるが、目的の國の構想が元首と臣民との關係なる法理的概念との比喩によつて可能とされてゐることは、更めて言ふまでも無いことであらう。この點に關聯して、

ルソーのカントに對する影響を指摘したい。その生まるるや自由にして何等の拘束をも受けない人間が、國家の法によつて拘束されるに至る理由をあたへるのが、ルソーの社會契約説の趣意である。ルソーは社會契約説の根本問題を、次のやうな文句で言ひあらはした——『共同の力を以て各團體員の身體及び財産を防衛し保護するやうな、且つ團結に加入する各人が、其加入にも拘らず、ひとり自己自らにのみ服従し、以前と同様に自由であるやうな團體の形式を發見せよ』。斯かる課題を解決すべき使命を有するものとしての社會契約の要旨は、『吾等の各自はその身體とその總ての力を普遍意志の最高の指導の下に置く、そして吾等は全體の不可分の分子として各個の構成分子を再び受領する』といふにあると、ルソーは考へた。かやうに、すべての人々の結合によつて形成された公的人格者が、受働的である場合には、その構成員によつて國家とよばれ、能働的である場合には、主權者とよばれる。その構成員は、集團としては人民と名づけられ、最高權力に參與する者としては公民といひ、國家の法に服従する者としては臣民といふ。されば社會契約は公共團體と個人との間の相互的約定を含むものであり、各個人は、謂はば己れ自らと契約することにより、二重の關係に立つことになる、即ち主權者の一員としては、諸々の個人に對し、國家の一

員としては、主權者に對することとなる。個人が社會契約によつて失ふ所は、彼の自然的自由と、彼が欲望に驅られつつ獲得し能ふ一切のものに對する無制限の權利とであり、彼の得る所は、公民的自由と、彼の所有する一切のものの所有權とである。自然的自由は、個人の力以外の何ものによつても制限されないことを意味するに反し、公民的自由は、普遍意志によつて制限されることを、その本質とする。而して謂ふ所の *la volonté générale* は、必ずしも *la volonté de tous* と一致するものではなく、前者は専ら共同の利益のみを顧慮するけれど、後者は私的利益を顧慮するものであつて、une *somme de volontés particulière* たるに過ぎない。それ故、此れらの特殊意志から、互ひに相殺すべき過不及を取り去るならば、その差額の總計として普遍意志が残るのである。個人は、公民的狀態に入ることに、より、公民的自由の外に、道德的自由を獲得するが、この自由こそは、人をして眞に自己の主人たらしめるものである、何となれば單なる欲望に従ふのは、奴隸狀態であるけれど、みづから定めた法律に従ふのは、自由であるからである (Rousseau, *Contrat social*, liv. i. ch. 1, ch. 1, 6, 7, 8; liv. ii, ch. 3 市村森口兩氏共譯參照)

社會契約により個人は *la liberté civile* と共に *la liberté morale* を獲得するとすル
 ソーの見解は、多くの問題を胚胎するものであるが、その點は姑く措くとして、道德的

概念としての自律の概念が、彼によつて極めて鮮明に表出されて居り、その方法的使用が、彼の社會契約説の全體系の發展を支持してゐることは、之を特記しなければならぬ。國家的團結に加入する個人が、その加入にも拘らず、その加入の以前と同様に自由であり能ふのは、個人が自然の自由を拋棄して、自律としての自由を享受するからである。そしてかやうな自由の内容の根本的變換をもたらすことこそは、社會契約の全使命である。社會契約の結果として、契約の當事者たる各個の人格者の代りに議會において議決權を有するだけの人員によつて構成された精神的且つ集合的なる團體が成立する、この團體は、同一の契約により、その統一と、その共同的自我と、その生命と、その意志とをあたへられるのである (ibid. II, 6)。立法は普遍意志の作用であり (ibid. II, 6)、法的規範の個人に對する關係は普遍意志の特殊意志に對する關係、又は共同的自我の個別的自我に對する關係を意味するものと考へられる。而して國家を構成する一切の個人の共同の幸福を目ざして發動する意志であるといふことが、普遍意志の普遍性を具有する所以であつて、個人が國家の法に服従するのは、自己がその一構成分子たる所の普遍意志の立場から、自己の特殊利益に拘泥する特殊意志を統制するの謂ひに他ならぬ。これにより、各人は自己の眞實の主人となると同時

に、國家はその本來の使命を成就することを得る。即ち國家の法が個人の意志を拘束することの理由ありとされるのは、個人の自律的生活を可能ならしめるからである。しかも各個人は一個人としては、彼が公民として有する普遍意志に反し、又はこれと一致しない特殊意志を有する場合があり得る。だから社會契約をして空虚なる形式に止まらしめないうために、社會契約の裡に暗黙なる約定が挿入され、普遍意志に服従すること拒む者に對し、全團體によつて強制を加へることが認められるのである。即ちこの強制は、個人をして自由たらしめるべく加へられるものと考へられるのである (ibid. 1,7)

二

ルソーの社會契約説の意味における國家から、彼のいはゆる普遍意志を取り去り、これに代へるに、理性者をみちびく普遍的法則を以てするならば、カントの道德學説における目的の國の構想が與へられるであらう。カントの謂ふ所の國とは、種々の理性者が共同の法則によつて結合せる體系を意味する。法則は目的の普遍妥當性を標準として目的を規定するのであるから、理性者の個人的差異並びにその私的目

的の一切の内容を除き去るときは、すべての目的を體系的に結合せる全體、すなはち目的の國が思惟され能ふのである。而して理性者は悉く、自己自ら及びすべての他の理性者を決して單に手段としてではなく、恒に同時に目的其者として取扱ふべきであるといふ法則の下に立つてゐる。これにより、共同の客觀的法則による理性者の結合の體系としての國が成立する。理性者は、この國において普遍的に立法するものではあるけれど、しかも自らその法則に服従するものとしては、構成員としての目的の國に屬するのである。そして立法者たる地位においては他者の意志に服することなく、従つて元首としてこの國に屬するのである(Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, S. 59—Vorlinders Ausgabe; 安倍藤原兩氏共譯参照)

Contrat social の意味における國家にあつては *moi commun* が *la personne particulière* に向つて立法するのであり、各人はその人格と力とを *la volonté générale* の指導の下に置くのであるが、カントのいはゆる *das Reich der Zwecke* においては、理性者が各自單獨に普遍的法則の立法者たるのである。前者にあつては、社會契約の當事者の全員から成る團體が *Souverain* たるのとは異なつて、後者においては、理性者はそれぞれ *Oberhaupt* たる資格を有つのである。かやうにルソーの國家における立法者と、カン

トの目的の國における立法者とは、その本質において相違するものではあるけれど、各構成員が悉く立法者たる資格を有すると同時に、自己の制定する法の服従者たる地位に立つといふことによつて、すべての構成員に對し眞正の自由を確保するところの統一的團體の成立が可能とされるといふ構想は、ルソー並びにカントの學說を通じてひとしく觀取される所である。若しも國家における主權が、專制君主の掌握する所であるならば、國家を構成する一切の臣民は、國家の法の制定に對して、自己の意志を參與せしめ得る機會をいさゝかも有することなく、完全なる他律が、國家における彼等の生活の原理たるであらう。反之、國家を構成する個人が洩れなく主權者たる資格を帶びるならば、彼等は自己の意志に反する如何なる法をも遵奉せしめられる事なく、臣民たる資格において國家の法に服従するとき、彼等は完全なる自律の境地に立つものと言はねばならぬ。斯くて一切の個人が受法者たると同時に立法者たる民主的國家の様相こそは、眞正なる自由に生きむとする者の生活の典型を示すものと考へられるわけである。唯かやうな意味における自律の概念が、ルソーにおいては、國家及び法の存在の基礎を求める目的に役立てられてゐるが、カントにおいては、道德的意志の本質を把握するための索縁として用ひられてゐるのである。

國家における立法は、國家の主權の及び得る範圍においてのみ可能であると同時に、その範圍内においては何者にも妨げられることなく、十分にその機能をいとなみ能ふのであるが、道德的立法も亦、自己の使命を完うし得るためには、其支配が無制約的に可能たる領域を格守しなければならぬ。カントは斯かる道德的立法の本領を表明するために、意志の自律はあらゆる道德的法則並びに其れに叶へる義務の唯一の原理であるといふ規定をあたへた (Kritik der praktischen Vernunft, S. 3, 波多野宮本兩氏共譯参照)

意志の立法が十全なる意義を有し能ふためには、意志は己れ自らの働き以外の何物をも規定せむとすべきではなく、且つ己れ自らの本質を實現すること以外の如何なる目的をも顧慮すべきではない。而して意志の本質は、理性の原則にしたがつて行為の定因をあたへることに存するのであるから、意志の立法の眼目は、意志が道德的法則によつて直接に意志自らを規定するといふ點にあらねばならぬ。意志が意志其者の立場から意志を規定するとき、理性的法則は意志がその主權の行はれる範圍を格守しつつ立法するものたるを裏書する。即ち法則の質料たるべき一切の對象に關しては、その規定を問題とすることなく、ひたすらに普遍的なる立法の形式によつて意志の規定されることを要求するものとして、言ひ換へると純粹にして實踐

的なる理性の自律の表現として、道德の法則は成立するのである。斯くて道德の法則によりて、理性者は彼自らの意志から生じ得る法則に叶はぬ所の如何なる企圖にも服従せしめられぬといふ保證をあたへられる(*ibid.* S. 113)。この故に、意志は道德の法則その者のために道德の法則の要求を實現しなければならぬ。しかるに自己の本性に基いて必然に客觀的法則に適従せぬやうな理性を具へた者の意志に關しては、その主觀的原理たる動機と、自律の原理との連關からして、道德性の概念と合法性の概念との對立を生じる。あらゆる傾向性は感情に基くものであるが、道德の法則は、傾向性及び傾向性をば最高の立法から拒斥することによつて、感情に向つて或る作用を及ぼす力を有する。かくして生ずる感情は、道德の法則に對する尊敬の感情であり、道德的感情と名づけられる。意志が法則に自由に服従するといふ意識は、法則に對する尊敬の感情である、従つて道德法則に對する尊敬は、唯一の疑ふべからざる道德的動機であり、斯かる道德的動機が法則への服従に向つて意志を導くことこそはその意志に基く行爲の道德的價值の本質を成すのである(*ibid.* S. 96-97, 104, 101, 93)。道德法則に對する尊敬の感情は、やがてまた、ひとり自己の格率によつて普遍的法則があたへられ得るとの制約の下にのみ行動する限りにおける我々自身の意志、即ち

理念において我々に可能なる意志に向つて注がれる。それは臣民として目的の國に屬する理性者が、元首としてその國に屬する自己の資格に對してさゝげる貢物である (Grundlegung, S. 67, 59)

道德的動機概念を自律の概念に結合することにより、後者が神聖ならざる理性者にとつて有する意義を認めると共に、カントは、行爲の動機を如何なる仕方て立法の内容に採擇するかを標準として、實踐的立法を、倫理的立法と法理的立法とに分類することを企てた。或る行爲を義務となし、同時にこの義務を動機となすところの立法は、倫理的である。之に反して、義務を動機に採擇せず、従つて義務以外の動機を許容するところの立法は、法理的である。されば倫理的立法は、行爲の道德性、即ち行爲の動機が義務の觀念を内容とすることを要求し、法理的立法は、行爲の合法性、即ち動機の如何を論せず、行爲が法則に適合することを要求する。立法に二つの種類があるのに照應して、義務にも亦法の義務と徳の義務との差別を存する。而して法の義務は、外面的義務でしかあり得ない、その故は、法理的立法は、内面的なる義務の觀念その者が行爲の定因たることを要求するものではないが、しかも法則に叶へる動機を必要とする以上、それは外面的義務のみを法則に結合し能ふからである。しかる

に倫理的立法は、行為の内面的動機をもその法則の中に含有するのであるから、徳の義務は決して外面的義務たることを得ない筈である。義務の概念は法則による自由意志の強要の概念によつて置換し得られるが、内面的意志規定については、義務は自己強制のみを許し得る故に、徳の義務と法の義務との差異は、後者については外面的強制が可能たるに反し、前者は自己強制の基礎の上にのみ立ち得る點に存するといふやうに論定することが能きる (Metaphysik der Sitten, S. 20 ff.)

倫理的立法と法理的立法とを峻別するカントの思想を以て、前者が自律の原理に立脚するに反して、後者は他律の原理に立脚することを主張するものであるといふやうに、單純に解釋し去ることは、妥當でないと思ふ。『實踐理性批判』において、^a „Die Autonomie des Willens ist das alleinige Prinzip aller moralischen Gesetze und der ihnen gemässen Pflichten“ (Kritik d. p. V. S. 43) と述べてゐるカントが、『道德形而上學』になつて、^a „Diese Gesetze der Freiheit heissen zum Unterschiede von Naturgesetzen moralisch. Sofern sie nur auf blossе äussere Handlungen und deren Gesetzmässigkeit gehen, heissen sie juristisch; fordern sie aber auch, dass sie (die Gesetze) selbst die Bestimmungsgründe der Handlungen sein sollen, so sind sie ethisch“ (Metaphysik der Sitten, S. 15) と論定してゐるのを、想ひ合せるならば、根本において自

律の原理が道德の世界全體の存立の基礎を成すべきであること、斯かる基礎に立脚する事によつてのみ法律の世界も亦道德の世界の一分野として、その裡に包容され能ふものであることを、カントは認めてゐるものと言はねばならぬ。彼が „Was ist Recht?“ といふ問に答へて、„Das Recht ist also der Inbegriff der Bedingungen, unter denen die Willkür des einen mit der Willkür des andern nach einem allgemeinen Gesetze der Freiheit zusammen vereinigt werden kann“ (ibid. S. 33) と言ひ、また天賦の權利は唯一つ存するといふことに、„Freiheit (Unabhängigkeit von eines andern nötiger Willkür), sofern sie mit jedes andern Freiheit nach einem allgemeinen Gesetz zusammen bestehen kann, ist dieses einzige, ursprüngliche, jedem Menschen kraft seiner Menschheit zustehende Recht“ (ibid. S. 43) と論じてゐるのも、さうした見地からその趣意を解せらるべきである。倫理的立法が行爲の Moralität を要求するのは Moralität を以て行爲の倫理的價值の成立のための不可缺の制約と爲すのであつて、決して行爲の Legalität を等閑視するのでないと同様に、法理的立法も亦行爲の Legalität を要求する上に、行爲の Moralität を尊重することを忘れてゐるわけではなく、單に Legalität を以て行爲の法理的價值の成立のための不可缺の制約と視るものに他ならぬ。ルソーが國家の法の拘束性の根據を社會契約に求め

た精神は „Was ist Recht?“ の問題に對するカントの解答の本意と互ひに響應する所があると言ふべきであつて、『道德形而上學』における、右の如き解釋と矛盾するやうな種々の所説にも拘らず、自律の原理を道德の基礎となすカントの精神は、彼の *Rechtslehre* の根柢に流れてゐると思惟されるのである。

法理的立法は行爲の合法性を要求するといふカントの論定は、法理的立法の特質を明かにしたものであると思ふ。しかも法理的立法の斯かる特質にも拘らず、自律の原理は法の世界においても重要な意義を有するものであることを、以下において考へて見たいと思ふ。

三

それによつて規律さるべき主觀の一切の意欲より獨立して、其れ自身に妥當するところの規範と、斯かる規範の支配に服しながら、己れ自らの活動の獨自の領域を保持するところの意志とが、相互に協力することにより、個性的内容にみだされた部分の全體から成る普遍的秩序を創造するといふのが、自律の概念の指し示す道德的意義である。其れはやがて文化の世界一般の構成に對する制約の提示に他ならぬ。

經驗的實在の無限に展開し來る帶價値的内容が、人間の自覺的活動を機縁として顯現せるものとして認識され能ふ限りにおいて、一般に文化の世界は成り立つのである。しからば凡そ文化の世界の成り立つ處として、その根柢に人間の自覺的意志のはたらきの豫想されぬ場合はなく、隨つて各個の文化の世界の構成は、意志の無制約的法則としての道德の規範の支配の下に行はれる外はない。しかも各個の文化の世界が、それぞれ獨自の旨趣を藏する世界として成り立つ所以は、道德の規範が、人間の文化的活動一般の可能たり得る制約を定立するに止まつて、各個の文化の世界の創造については各個の文化の意味によつて定まる所の特殊の規範に、その規律を委ねるからである。道德が專制的支配をよろこぶ處に、文化の旺盛なる發展は不能であり、各個の文化的規範の自律的作用の尊重される事は、反つて道德の健かなる生長を促進するものと言ふべきであらう。法律の世界も亦文化の世界の一分野として、斯かる條件の前提の下に成り立つ。法律の世界は、その全體の形成において、道德の世界の發展に貢獻することを以て、その使命とすべきであり、法律の世界の内面における問題は、その世界の獨自の規範に則つて解決されなければならぬ。道德が妄りに法律の世界の内部的事件に關涉するとき、大局から觀て、その得る所は到底その喪

ふ所を償ふに足らぬであらう。素よりそれと同時に、法律の世界の内面的構造が、その全體の趣意において、飽く迄も道德の世界の光耀を加へるべく企畫されなければならぬことは、言ふ迄もない。

法律の世界は全體として、文化の世界一般の成立の條件としての自律の原理に立脚するものであるが、その意味は、客觀的實踐法則一般が法理的立法一般の先天的形式として採擇されることにより、獨自の内容を有する所の、しかも一切の經驗的制約から獨立にして純粹なる法理的立法一般が、あらゆる經驗的法理的立法の嚮ふべき理念を提示するといふことに存するのである。法理的立法一般が客觀的實踐法則一般に遵據することなくして行はれるならば、法律の世界は自恣の原理を根基とするに至るべく、反對に、客觀的實踐法則一般が其下に法理的立法の獨自の領域の存立する權利を認めないならば、專制の原理が法律の世界を壓迫する事となるであらう。法理的立法一般は、客觀的實踐法則一般の立場を己れの立場とすることにより、あらゆる經驗的原理に對して、無制約的な權威を以て臨むと同時に、自己に全然特有なる見地を通して、客觀的實踐法則一般の要請する所を、自己の領域の内面に實現することに努めなければならぬ。

先天的立法としての法理的立法一般は、客觀的實踐法則一般の精神を體得しつつ、完全に法律の本質に叶へる立法を行ふところの意志を意味するものとしての純粹法律意志の作用であると、考へ得られるであらう。そして其れに對して、經驗的制約との結合において行はれる所の法理的立法は、經驗的法律意志の作用として視られ得るであらう。かやうに純粹法律意志と經驗的法律意志とを對立せしめるときは、前者はあらゆる經驗的法理的立法の則るべき自律の法理的理念を表現するものであつて、經驗的法律意志は無限の間隔を距てて此れに對峙しつつ、恒にその間隔を前者の方向に向つて進み移るべき使命を負ふものと、言はねばならぬ。ルソーのいはゆる普遍意志の概念は、國家の概念と不可分離的に連繫せしめられてゐるが、茲にいはゆる純粹法律意志は、さうした連繫を超越するものであり、若しも之を人類の社會的結合の一定の理念と照應せしめむと欲するならば、先天的法理的立法の下に人類の結合せる純粹法律團體を概念すべきである。すべての歴史的國家は、經驗的法律團體の一種別として、經驗的法律意志との照應において概念されなければならぬ。

あらゆる法理的立法の普遍的型式は、人間の社會生活の何等かの部分について、一人格者に對し、或る意志内容を他の人格者に向つて主張し得る權利をさづけ、他の

人格者に對し、前者の主張に叶へる行爲をなすべき義務を課することに存する。言ひかへると、人格者相互の間の法律關係の定立が、あらゆる法理的立法の普遍的型式である。而して斯かる型式を具有する法理的立法に關して、無制約的に妥當する法則があるとするれば、それは一切の經驗的制約から獨立して、法律關係がその純粹なる本質において定立されるべきことを要求するところの理性の法則でなければならぬ。すなはち『法律關係は一般に客觀的な理性の法則にしたがつて定立せらるべきである』といふ法則を定立するのが、先天的法理的立法の作用に他ならぬ。凡そ現實の法律の世界において人格者が相互に法律關係に立つ限り、必然に斯かる先驗的法律法則によつて、その法律關係が規正されることを要する。換言すれば、あらゆる經驗的法律意志は法律關係を定立するに當り、その法律關係の内容を純粹なる法律關係の意味において規定することにより、純粹法律意志の支配を現實の法律の世界に行はれしめるべきである。

純粹法律意志は、それ自身としては、現實の法律の世界の事象を左右する力を有たず、經驗的法律意志の作用を介してのみ、その定立する法則の精神を、現實の法律の世界に發揚し能ふのである。かくて法律の世界一般の内面において、更に其れに特有

なる自律の原理の確立が、必要とされるのである。經驗的法律意志は無數の法的人格者の意志として、法律の世界を構成する原動力を成すのであるが、種々なる歴史的事情に基いて、法的人格者は、數多の法律團體の構成員として、法律の世界に現れる。

それに應じて、經驗的法律意志も亦、數多の法律團體意志の成分として、法律の世界の内に活動するのである。純粹法律意志は、それらの數多の法律團體意志に向つて、自律の原理の下にその使命を成就すべきことを要請するのであつて、若しも前者が後者の自律をみとめず、みづから後者の領域を侵して立法せむとするときは、前者はその純粹性を喪失し、經驗的法律意志の地位に墮せざるを得ない。經驗的法律關係の定立は、經驗的條件をも考察する經驗的法律意思のみが、獨り爲し能ふ所であつて、斯かる經驗的法律意志の作用に對し、純粹法律意志は、先驗的制約を提示するの外は、後者の自由をみとめなければならぬ。純粹法律意志と經驗的法律意志とのかやうな關係からして、經驗的法律團體意志の守る可き自律の原理に、二様の意義が生じる。

何等かの共同の目的を共同の力によつて達成するために結合せる數多の法的人格者が、かれらの間において、遵據せらるべき共同の法律規範の體系を有するとき、これら法の的人格者は、一の法律團體を構成するものと考へることが能きる。斯かる

法律團體の成立が可能たるためには、特定の團體の内部において一般に特定の方法によつて定立された法律規範が妥當すべきであるといふ法律規範その者が確立してゐるのでなければならぬ。斯かる法律規範を根源的法律規範と呼ぶならば、或る法律團體において妥當する一切の法律規範は、根源的法律規範を中心として、統一的體系を、即ち法律秩序を構成するのである。法律秩序は法律團體と形影相伴ふが如くに存立するものであり、後者のあたへられてゐる處には、必然に前者の存立が觀取される。而して法律團體と法律團體とは、相互に種々なる交渉を存するのが通常であり、その限りにおいて法律秩序も亦相互に種々なる關聯に立つのである。法律秩序の中には、他の法律秩序に依存することによつて、その存立を保つものと、さうでなく己れ自らの裡に自己の存立の根源を有するものがある。自存的なる法律秩序においては、その中に包容される諸々の規範の妥當性の根源たる規範は、他の法律秩序に屬する規範に依存することなくして、全然己れ自らの裡にその妥當性の根源を有する。完全なる獨立性を有する國家の法律秩序、及び國際團體の法律秩序の如きは、斯かる自存的法律秩序の性質を有するものである。なほ法律團體は、それを支持する法律秩序が自存的なるか依存のなるかに隨つて、自存的及び依存的法律團體に

區別される。

先驗的法理の見地から観るときは、自存的法律團體の意志は、他の一切の經驗的法律意志とひとしく、純粹法律意志の立法に服従すべきであるが、しかもその團體の内面における法律生活に關しては、それに對して妥當する法的規範の個別的内容を、みづからの判斷に訴へて決定することを認められる。法律團體意志の決定した法的規範の個別的内容が、純粹法律意志の定立する法則に適合する限りに於いて、前者は自律の原理に基いて活動せるものと視られるのであり、或る時期において或る法律團體の内面に存立する法律秩序が、如何なる程度において先驗的法律法則の要請を實現してゐるかによつて、その團體の法理的立法の自律性が、全體として判定されるのである。正義とは、斯かる標準によつて判定される法理的價值の表白に他ならぬ。すなはち正義の價值は、法律團體における立法が、自律の先驗的法理的原理に適合せる場合に顯現される價值であつて、斯かる自律的立法の根據が確立せることの前提されるときに初めて、或る種の特殊なる場合における法的強制組織の作用も、理由ありと承認されるのである。

右に通へた意味における自律の概念は、先驗的法理の見地から定まるのであるが、

自律の先驗的法理的意義は、法律の世界の經驗的性狀との關聯において、自律の經驗的法理的意義を成り立たしめる。法律團體意志の守る可き自律の經驗的原理は、經驗的法律意志一般の守るべき自律の經驗的原理の一種別である。自存的法律團體意志は、他の如何なる經驗的法律意志にも倚存することなくして、その團體の内面における立法を爲し能ふのであるが、先驗的法律法則の外には、いかなる規範にも則ることなくして活動し能ふかといふに、然らずと答へざるを得ない。法律團體意志は、純粹なる法律意志の如く恒に先驗的法律法則の指導する方向に活動するものではないけれど、しかもそれが立法意志とみとめられる限りにおいて經驗的法律法則の指導に従ふことを本領とするものである。前述の如く法律秩序の成り立つ處には、必ず根源的法律規範が他の法律規範の妥當性を支持しつつ存立するのが觀取される。自存的法律團體における根源的法律規範の立法その者は、經驗的法理の上からは、他の如何なる法律規範によつても規律されないものと思惟されるが、其他の一切の立法行為は、根源的法律規範によつて規律されるのでなければ、立法行為として成立することを得ない。かやうに、法律團體意志は、根源的法律規範に遵由しつつ立法作用をいとなむものであると同時に個々の立法作用の對象たる規範の内容は、根源

的法律規範によつては與へられることなく、個々の立法作用その者によつて決定されねばならぬ。この意味において、法律團體意志の守るべき自律の經驗的法理的原理は考へられるわけである。法律生活における先驗的法律法則の支配も、斯かる自律の經驗的原理が法律團體意志の立法的活動を制約することを以て、根本の前提とせざるを得ない。

四

從來、Autonomie の概念は、普通に二様の關係において、法律學的に重要な意義を有するものとして用ひられてゐる。その一は、行政法上における自治行政の意味に用ひられる場合であり、その他は、私法上における私人の自治の意味に用ひられる場合である。殊に後の意味において用ひられる場合すなはち *Privatautonomie* の意味において用ひられる場合は、自律の概念の法理的意義を考へる上に、多大の暗示をあたへる。實に私法の領域においては、私人の法的自律を意味するものとしての法律行為は、私法的法律生活の成立及び發展の原動力たる意義をもつものであり、若しも法律行為の制度を、私法の體系から除き去るならば、私法的法律生活は根本的にその形

態を變ぜざるを得ないであらう。

人間の文化的活動の自律性は、人間の自覺的意志が自然の世界を支盤として、その上に自己の本質の自由なる發展を行ふことにおいて、文化の意義が成立するといふ基本的事實を、表白するものであるが、法律行爲の概念は、斯かる文化的活動の自律性の旨趣を、方法的に鮮明に表現するものである。法律生活の内容は、之を靜態的に觀るならば、個々の法的人格者相互の間における無數の法律關係の重疊し錯綜せるものとして現れるし、之を動態的に觀るならば、それらの無數の法律關係の次々に成立し、變化し、消滅する過程の全體として眼に映じる。これらの法律關係は、一つとして經驗的法律意志に基いて創造されぬものはなく、その構成に役立てられる多様な素材は、或は自然の世界から、或は他の文化の世界から採り來られるのではあるけれど、それらの素材が法律關係にまで組み立てられるのは、ひとへに法律意志のはたらしに因るのである。何となれば人格者と人格者との間に法律關係が成り立つとは、法律規範によつて、一の人格者が或る生活利益に關して一定の權利ありと認められ、他の人格者が同一の生活利益に關して一定の義務ありと認められることの謂ひに他ならぬからである。あらゆる法律關係の成立が、全く法律規範によつて可能たる

と同様に、あらゆる法律關係の變動も亦、全く法律規範によつて可能とされる。かくして法律關係を成分とする法律生活の全體は、意志の自覺的活動の所産として、自然の世界を超越せる様相を展開すると共に、法律意志の活動の所産として、他の總ての文化の世界から隔離された獨自の世界を形成するのである。而して法律規範が法律關係の成立及び變動を惹起せしめる仕方は、一定の條件を確立し、一定の効果をこれに結合することに存する。前者、即ち法律要件が現實にあたへられるときは、後者、即ち法律効果が、法理的必然性を以て發生するのであつて、一切の法律關係の成立及び變動は、かやうな形態において行はれる。いかなる法律要件にいかなる法律効果が結合されるかといふことは、個々の場合において千差萬別であるが、法律要件として規定される事實、即ちいはゆる法律事實(juristische Tatsache)は、或は人間の行爲たり、或はその以外の事實たるのを通常とする。法律規範は抽象的に個々の法律要件を規定するのであるから、法律要件を構成すべき事實が、具象的内容を獲得して現實に成立し能ふためには、何等か法律規範を定立する行爲以外の事實が生起しなければならぬ。人間の行爲以外の事實が法律効果を惹起する條件たる場合にも、その事實は法律規範に基いて初めて法律事實となるのであるから、その限りにおいて、該法律

事實に因つて一定の法律效果の發生するのは、自覺的意志の作用を前提すると言ひ得られるものの、問題たる法律要件の基礎たる事實の生起その者には、自覺的意志の作用は參與しないのである。しかるに人間の行爲が、法律要件を構成する事實として規定されてゐる場合には、自覺的意志の作用が法律效果の發生を左右する可能性があたへられるわけである。しかも一定の法律要件に結合された一定の法律效果が、眞實に自覺的意志に因つて發生するものと考へ得られるのは、その法律效果の發生其者を欲求する意志が、法律要件を構成する事實の中に加へられてゐる場合でなければならぬ。法律規範の規定する一定の法律效果の發生を欲求する意志が、自由にその法律效果の發生の要件たる事實を惹起し能ふといふのであつて初めて、法律生活の形成が十分なる意味において自覺的意志の所爲として思惟され得ると言ふべきである。一般に法的な人格者の行爲が、法律要件を構成する事實として認められてゐる時は、法的なる行爲 (Rechtshandlung) と呼ばれる。法的なる行爲の主體が、一定の法律效果の發生を欲求する意志を表示する事實が、法律要件の構成要素とされてある場合には、斯かる意志の表示を含有する行爲は、法律行爲 (Rechtsgeschäft) と呼ばれる。だから法律行爲に因つて法律關係の運命が左右される範圍においては、法律生

活が自覺的意志の活動の態様であるといふ意味が、十分に充實されるわけである。

行爲者の意志から獨立に妥當する規範と、斯かる規範の要求に遵據しつつ、しかも獨自の内容を有する具象的個別的規範を定立するところの法律行爲の概念において、自律の經驗的法理的意義は成熟の階段に達してゐる。法律行爲を爲す人格者は、その行爲をなすべきや否やについて、法律規範の強制を被るものではなく、法律行爲に關して規定する法律規範は、人格者の意志に反して法的義務を課せむとするものではない。法理的見地から觀るときは、法律行爲の當事者は、全く自由なる意志に基いて行爲するものであり、それに因つて何等かの法的羈束を負ふに至るとしても、それは自分自らがさうした效果の發生を意欲したからに他ならぬとされるのである。人格者に對し好んで強制を加へむとするものではなく、むしろ能ふ限り強制手段に法律は訴へることを避けむとするものである。法律生活の形成及び發展の重要な原動力としての法律行爲を承認するのも、法律生活をして能ふ限り人格者の自律の生活たらしめむことを欲するからである。

法律行爲の構成要素の中で最も主要なるものは、一定の效果の發生を欲求する意志即ちいはゆる效果意志と、斯かる意志の内容を表示する働作とであるが、普通に表

示手段として用ひられるものは言語である。しかるに言語に依て意志内容が表示されるといふことは、意志をして己れみづからの内容を明確に自覺せしめる機縁を供するものであり、これに因り、意志は其心理的自然的不純成分を脱却して、純粹なる道德的様相を示すに至るのである。且つまた法律行為の構成要素たる動作は、意志表示の動作としては、身體的動作の分子を含む程度が微少となり、それだけ内面的なるものゝ表はれとしての意味を多分に含有することゝなるために、道德的行為の純粹なる形態を彷彿せしめるのである。法律行為がさうした關係において、道德的概念の正しき理解に資する方法的意義を有するものである事は、コーエンの力説するが如くである (Cf. Cohen, *Ethik des reinen Willens* 3. A., S. 180 ff.)。なほコーエンの説いてゐるやうに、自己規定としての自律における自我は、すでに存在せる自我ではなくて、行為により産出せらるべき自我であり、個々の行為の定まるによつて初めて、自我は現象にまで、現實にまでもたらされるのである。個々の行為が規定を受けるに随つて、課せられたる自我が漸次に己れを實現するのである。既に存在せる自我が、自らを規定することが、自律の眞の意味ではなく、自律において、未だ實現されざる自我が、己れ自らを實現するのである (Ibid. S. 349 ff.)。法律行為は法的自律の行為であるといふ場合の自我

は、コーエンの謂はゆる課題としての自我の係を想はしめるものである。課せられたる法理的自我が己れを實現して行く過程として、個々の法律行為が視られるとき、法律生活の原動力としての法律行為の意義は、極めて判明なるを覺えるのである。

五

法律行為の概念は、本來私法學上の概念として生れたのであつて、國家の定立せる財産法又は家族法の支配の下に、私人が主として契約の制度を利用しつゝ、自律的に法律生活をいとなむ状態を、統一的原理によつて説明するために、構成された概念である。公法學の方面においては、國家から委任を受けた團體、殊に地方團體が、自己の任務としての政治的活動をなす状態を指して *Autonomie* といふ慣ひとなつてゐる。

これは、前にのべた倚存的法律團體の一つの場合であつて、いはゆる自治團體は、國家的法律規範によつて容認された一定の政務の範圍内において、みづから立法し、且つそれに基いて行動する團體をいふのである。國家が自己の統治權の及ぶ領域内において、他の團體に對し、法律團體たる資格をさづけるのは、法律の世界一般の内面において、國家が法律團體として存在するのと類似した形態において、自律の經驗的法

理的原理を提立するものである。

法律效果の發生の原因たる意志表示を主要なる構成要素とするところの行爲としての法律行爲の概念は、私法學の範圍から、公法學及び國際法學の範圍にも移し用ひられるに至つた。私法學の範圍において法律行爲の概念が用ひられる場合には、具體的法律關係の發生又は變動を目的とする私人の行爲が問題とされ、此種の行爲のみが法律行爲として概念されたのであるけれど、すでに公法學の範圍にもこの概念の使用が擴張された場合には、行爲によつて惹起される法律效果の性質を限定することは、理論的に意義の乏しいことである。法律效果の性質の何たるかを問はず、凡そ行爲の成分たる效果意志に照應する法律效果がその意志内容の表示を原因として發生することが、法によつて定められてゐる場合には、一般に法律行爲の概念を適用することを妥當とすべきであらう。法律行爲の概念を、かやうに定めるときは、公法的法律生活においても、その形成及び發展の主要なる原動力たるものは、法律行爲たることとなる。たとへば國家が立法し、行政し裁判する行爲はそれが法學的意義における行爲たる限りについて、原則として法律行爲たることとなる。國家の委任の下に、自治團體のいとなむ活動も、その多くは法律行爲として概念し得られるで

あらう。

公法上の法律行為には、私人又は私的團體の行為たるものもあるけれど、その大多數は、國家及びその他の公的團體の行為たるものである。國家及びその他の公的團體の公法上の法律行為に普遍的なる特色は、それらの行為が一定の機關の行動を基礎として成り立つ點にある。國家及びその他の公的團體が法律行為をなす場合に、ついで見れば、法理的意義における意志又は行為と、それを成り立たしめる所の支盤たる人間の意志又は行為との間にいか程著しい差異の存するかが明瞭に認識される。機關たる個人の決定した意志内容と、之を表示する動作とは、それに伴うて個人の意識なり身體なりにおいて生起する一切の多様な事實的内容の複合から抽象され、彼の代表する團體のなす所の法律行為の構成要素となるのであり、問題たる機關が合議體たる場合、もしくは若干の機關の行動が一個の法律行為の成立のために必要とされる場合においては、さうした事情が一層顯著に現れる。機關による團體意志の構成に關する法定條件がみだされる以上は、團體の行為は完全に法律行為として成立するのであつて、機關たる個人が現實に行動するに際し、いかなる個人的感情に基いて行動したかといふことは、原則として團體の法律行為の成立に對し何等

の影響をも及ぼすことなく、言ひかへると、法的には沒交渉なる事實として遇せられるのである。合法性が法理的立法の特色たる所以は、この場合において明確に理會される。機關たる個人の意識における感性的分子をその構成要素として包容してゐない國家の行爲について、その道德性を問題とすることは、論理的に意味を成さぬ。この事は、一切の團體的人格者の行爲について然るのみならず、一般に行爲の主體がいはいゆる法人たると自然人たるとを問はず、法的意義における行爲が、感性的分子を構成要素としてゐない限りにおいては、妥當するのである。いはゆる道德的感情を行爲の構成要素としてみとめ、それが意志の決定に連繫する關係を重要視する倫理的評價の立場からすれば、道德の法則に對する尊敬の感情にみちびかれて行爲するといふ意味においての義務のためにする義務の遂行が、意志の自律の本質たらねばならぬわけであるが、これと同一の標準によつて行爲の價値を評定するといふのであつては、法理的評價の獨自の意義は存すべくもない。素より法理的立法は倫理的立法と協力すべきであるけれど、自家の立場においては、獨自の標準によつて、意志の自律性を鑑識することを念とせなければならぬ。假令辯證法的な仕方では、倫理的立法と法理的立法との對立を超越する所のより高い立場に移り進むことが可能であ

ると假定しても、兩者の對立する境地は之を認めなければならず、之を認める限りにおいては、その對立の意味を沒却すべきではない。殊にこの對立は、決して兩種の立法の反對的對立を意味するものではなく、相互補充的對立を意味するのであり、むしろ正に其故に、より高き立場への推移が可能たるものと思惟されるのである。

法理的立法の合法性の概念と自律の法理的意義とを關聯せしめて考へる以上は、法的自律における自我の本質に想ひ及ばなければならぬ。ひとり法的人格者としての團體の自我が、心理學的意義における意識との事實的結合から超越せる概念たるのみならず、一般に法的人格者の自我は、法律によつて定められたる構成要素以外の何物をも含むものではない。法的人格者の最も普遍的なる性質は、權利義務の主體たることに存する。いはゆる行爲能力を具有する法的人格者については、法的なる行爲の主體たることに存する。個々の法的人格者の自我の個性的内容は、法律の世界において他の諸々の法的人格者と如何なる法律關係に立つかといふことによつて定まるのであり、個々の法的人格者の生活は、かやうな意味における個性的自我内容の發展として考へられるのである。法的人格者の自我は、その成立の最初からすでに『課せられたる自我』であり、その後の生活において依然として『課せられたる

自我』たることを失はぬ。現實の法律生活において、個々の法的人格者が、各自の判斷にしたがつて、課せられたる自我を實現せむと活動する處に、經驗的法理的意義における自律が行はれる。しかも『課せられたる自我』として個々の法的人格者の實現せむとする所のものが、果して眞に『課せられたる自我』を實現してゐるか否か、すなはち純粹なる法律意志の働きを成り立たしめてゐるか否かといふことは、先驗的法律的自律の問題として、別個の見地から問題とされなければならぬ。

六

カントの意味における『目的の國』は、倫理的立法において自律的に活動する理性者が目標とすべき究極の境地を教へるものとして構想されてゐるが、現實の世界における『目的の國』への前進の過程は、倫理的立法の使命としてのみではなく、他面において法理的立法の使命としても考慮されるべきであると思ふ。而して斯かる法理的立法の使命を、現實の世界における國家の獨占的使命たるべきものとして考へることは、堪へ難き國家主義の弊に墮するものであつて、斷乎として避けなければならぬが、斯かる使命の成就の上に、國家が重要な地位を占めることは、之を認めなけ

ればならぬ。

前に考察した如く、カントの目的の國においては、各個の理性者は、みづからその國の人民たると同時に主權者である。即ち各理性者はそれそれ單獨の意志を以て主權を行使するものとして構想されてゐるが、それに伴うて、各理性者の主權は、みづからの行爲の上にのみ行使され能ふのである。そして各理性者は、目的の國の人民として他の理性者の主權の行使を受けることはなく、専ら己れ自らの行使する主權にのみ服従するの故を以て、彼は完全なる自律の狀態に生活するのである。しかも各理性者は、同時に普遍的法則たり能ふやうな格率によつてのみ行動するため、各理性者の主權の行使は、いさゝかも他の理性者の主權の範圍を侵すことなく、平和にして秩序ある目的の國が成り立ち能ふのである。かやうに、目的の國における理性者の活動は、自律の道德的意義を鮮かに表現するものであるが、ルソーの社會契約説の意味における國家は、自律の政治的意義を闡明することを主眼とするものである。この國家にあつては、各個人はそれぞれ單獨に主權者たる資格を有するものではなく、すべての個人が結合して構成する共同團體が主權者たるのである。個人は一面において斯かる主權者を構成する數多の分子の一たるにすぎない。主權の行使に

よつて個人が拘束されるのは、共同團體の主權の支配を受けるのであつて、自己單獨の主權の支配を受けるのではない。しかも個人の國家における生活が自律的たり得るのは、主權者の意志の構成に個人の意志が參與するからである。同一の個人が、一方には主權の行使にあづかり、他方にはその行使に服従するのであつて、國家の主權によつて拘束されるのは、みづから斯かる拘束を意欲したからに他ならぬと考へられるのである。しかしながら自律の法理的意義は、その道德的意義なり政治的意義なりとは相違せざるを得ない。法理的見地からすれば、國家の意志と、その支配を受ける個人の意志とは、到底同一の意志として認識され得べくもない。假りに國家の臣民たるすべての個人が、國家の意志を構成する機關として活動する地位をあたへられてゐると考へて見ても、該機關の活動によつて生ずる法的現象は、國家の意志の一定の内容が決定され表示されるといふ事實の外には存せぬ。個人が國家意志の支配を受ける範圍においては、個人は法的人格者として自律的に行動するものではない。

個人の自律的に行動する範圍が存するにしても、國家の自律的行動の範圍に比すれば、遙かに狹小なのが、公法的法律生活の特色である。法律生活も亦一般に自律の

原理に立脚するものであるといふ主張は、公法の領域に關しては、國家及び自治的政治團體の法律行爲が公法的法律生活の形成發展の主たる原動力たることを、力説するものに他ならぬ。國家の公法的活動の自律性は、一面には國家が飽くまでも法的規範に遵據して活動するものであり、法的規範を超越して存在するものでないことを意味し、他面には國家が法的規範に遵據して活動する限りは、その臣民たる個人の意志を自由に拘束し能ふことを意味する。かやうな經驗的法理的意義における國家活動の自律性が如何なる程度において先驗的法理的意義における自律性の標準に叶つてゐるかといふことは、純粹法律意志の立場から嚴正に批判されなければならぬ。ルソーの社會契約説は、その普遍意志の思想のうちに、かうした法律哲學的方面をも包容してゐる。唯かうした方面の考察の見地と、右に言及した政治學的方面の見地とが混同されてゐるために、ルソーの思想は、著しく獨斷的な國家主義の色彩を帯びて現れるのである。我々は現實の國家の臣民としては、國家の意志が經驗的法理的意義における自律性を具有する限り、それによつて拘束されざるを得ないが、國家の意志が先驗的法理的意義における自律性を具有するや否やの問題は、現實の國家よりも一層高い立場から、現實の國家の意志を批判しなければならぬ。

國家の活動の自律性の問題は、公法の方面の外に、國際法の方面からも考察されねばならぬ。國際法は國際關係を成り立たしめる法律秩序である。この方面における國家の活動の自律性は、公法の方面における其れとは、全然別個の意義を有する。近代的國家の成立した當時より數世紀の間は、國家の主權と、國家を拘束する國際法とは、相容れざる概念たるものと考へられた。かやうな國家の主權の絶對性の思想は、國家が自足完了的文化社會を其領土内に成立せしめ得るものでなければ、現實の法律生活を支配する實勢力たることを得るものではない。その後の時代における國際法の發達は、國家の主權の相對性の思想が現實の法律生活を指導するに至つたことを證明してゐる。現在にあつては、國際關係において、國家は自恣的行動に出ることを許されない。國家は國際的法律團體の一構成員として、國際的法律意志の統制に服することを要する。この方面では法律生活において國家に對立するものは、平等なる資格を有する他の國家である。國家の自律的行爲は、公法の領域におけるやうに統制作用として成り立つことを得ぬ。しかるに二個以上の對等なる法的人格者が、相互の間の法律關係を自律的に規定し能ふ一般的形式は、それらの人格者の合致せる意志を構成要素とする所の雙方的法律行爲としての契約である。かくて國

家間の契約たる國際條約は、國際的法律生活の形成及び發展の主たる原動力を成すのであり、國際法はかやうな國際的法律行爲を可能ならしめる制約を提示するのである。而して國際法その者は、國際團體に屬する國家の共同の意志によつて定立されるのであつて、これにより個々の國家の拘束される關係は、ルソーの社會契約の形式を反映するものである。唯後者においては、個人は一切の自然的自由をあげて共同意志の支配の下に置くものと考へられるに反し、前者にあつては、國家は共同意志の支配の下に置かない限りは、自己の自然的自由を留保するのである。

私法的法律關係も亦對等なる法的人格者の間に成り立つのを原則とする。従つて私法的法律生活の形成及び發展についても、契約は主たる原動力を供するものたらざるを得ない。公法的法律生活においては、個人は、自己の意志に基かず、國家又は自治的政治團體の一方的行爲により、法的拘束を加へられるのが通常であるけれども、私法的法律生活においては、國家及びその他の政治團體も個人と對等の關係において交渉するのであつて、個人が自己の意志に基くことなくして他の個人により法的拘束を加へられる場合は、原則として存在しない。個人は國際關係における國家と類似した地位に置かれ、その自律的行爲により、自己と他人との間の法律關係の運命

を左右し能ふのである。各個人が私法の世界に屬するのは、その外面的なる形式において、理性者が目的の國に屬するのに平行した趣を呈する。すなはち私法の世界においては、各個人は自己の行爲に關する主權者でもあれば臣民でもある。各個人は他人に對して主權を行使し得ないと同時に、他人の主權の行使を受けることも無い。されば個人が他の個人と法的に交渉し得る方法は、共同の意志を作成し、之を標準として一方又は雙方の主權の行使に制限を加へることに存する。かやうにして成り立つ私法的法律生活においては、個人に加へられる一切の法的拘束は原則として彼自らの意志に基かぬものはなく、すべての法律關係が原則として自律の原理に立脚するわけである。私法の規範はこの世界に妥當する普遍的法則であり、其れによつてすべての個人を包容する目的の國が成り立つわけである。しかしながら斯かる意味における目的の國と、道德の理念としての目的の國とは、單にその外面的構造において相類似するに過ぎず、兩者を距てる間隔が絶大なることは、言ふまでもない。私法的法律秩序の主たる部分は、財産法であり、法理的意義における自律が經濟的意義における自律と相伴ふのでなければ、先驗的法律法則に叶へる私法的法律組織があたへられてゐると言ふことを得ぬ。同一の意味の問題は、國際法上における

自律の原理に關しても亦提起せられるのであるが、一般に法律生活全體に對し、自律の公法的型式と、自律の私法的及び國際法的型式とが、如何なる仕方で配列され、適用さるべきであるかといふことは、法律生活の存立する限り、恒に新たに考慮されねばならぬどころの根本的課題の一つである。

自律の法理的意義は、法的自律の破壊としての不法行爲なり犯罪行爲なりの考察によつても闡明されなければならぬが、茲ではさうした考察を省きたいと思ふ（完）